

2018年度【追加募集】
島根大学グローバルチャレンジ奨学金（海外研修等）
給付学生募集要項

島根大学では、国際交流や留学に高い関心を持つ学生が、海外ボランティア活動や海外インターンシップ等を主な目的とする海外研修プログラム等を学生自ら企画・実施する場合や、学外の団体等が企画・実施するこれらを主目的とする海外研修プログラム等に参加する場合、選考により「島根大学支援基金（※）」から奨学金を給付します。

この度、下記のとおり2018年度【追加】の本奨学金給付対象学生を募集しますので、奮って応募ください。

※「島根大学支援基金」とは？

経済的な理由により修学が困難な学生や、海外留学でグローバルな感性や視点を身に付けようとする学生等の活動を支援することを目的とした、地域の方をはじめとする学外の有志の方々や本学教職員、教職員OB等からの寄附金及び遺贈された財産で構成される基金です。これまで多くの先輩が本基金による支援を受け、海外に飛び立っています。

1. 募集人員

7名

2. 奨学金の額

一人あたり5万円

3. 応募資格

申請日現在において、本学の正規の課程に在籍している学部生または大学院生であること。

4. 申請要件

- 1) 平成30年10月1日から平成31年3月31日までに渡航するプログラム等であること。
- 2) 目的が明確で、参加者の自主性が尊重されたプログラム等であること。
- 3) “チャレンジ精神”や“渡航経験をどう活かすか”が読み取れる計画であること。
- 4) 渡航中の安全確保が担保されたプログラム等であること。
- 5) 他の支援制度から奨学金や旅費等の支援を受けていないこと。
- 6) 帰国後、本奨学金及び島根大学支援基金の広報活動等に協力すること。

※奨学金給付対象として想定する海外研修プログラム例

- ・海外ビジネス武者修行プログラム（実施団体：株式会社旅武者修行）
- ・JICA インターンシップ・プログラム（独立行政法人国際協力機構）
- ・CIEE 海外短期ボランティア（国際教育交換協議会）
- ・NICE 国際ワークキャンプ（特定非営利活動法人 NICE（日本国際ワークキャンプセンター））

注：異文化体験や外国語の修得を主な目的とするツアー等は本奨学金の対象とはなりません。

5. 募集期間

平成31年1月28日（月）から平成31年2月1日（金）まで
申請書の提出期限は、平成31年2月1日（金）17時必着とする。

6. 応募手続

1) 申請書の作成・提出

本奨学金に応募する者は、別添「島根大学グローバルチャレンジ奨学金（海外研修等）申請書」を作成し、提出期限までに国際交流課に提出する。

2) 選考

提出された申請書等に基づき、国際交流センター会議において奨学金給付対象者を選考する。

3) 採否通知

選考終了後、直ちに文書により申請者本人に選考結果を通知する。

6. 採択後の流れ

- 1) 海外研修等から帰国後、「島根大学グローバルチャレンジ奨学金実施報告書」及び「【個人用（旅費・謝金用】振込申込書」を作成し、パスポートの写しを添えて国際交流課に提出する
- 2) 報告書の記載内容等を確認した後、指定された口座に奨学金を振り込みます。
- 3) 広報誌等の記事原稿の作成や支援基金のPR活動に協力すること。

7. その他

- 1) 本奨学金の給付は、学部学生として在学中または大学院学生として在学中にそれぞれ一人1回限りとなります。
- 2) 渡航に関する諸手続きは、各自で責任を持って行ってください。
- 3) 採択後、計画に変更が生じた場合（渡航を中止する場合を含む。）は、速やかに国際交流課に申し出てください。
- 4) 本奨学金の給付を受け渡航する学生は、原則として大学指定の海外旅行保険に加入（費用は自己負担）しなければなりません。

9. 問い合わせ先

○国際交流課 留学生交流担当

電話 0852-32-6106 メール ied-ryugaku@office.shimane-u.ac.jp